＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和５年度　公文書開示（５月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.4.26	R5.5.1	○（台東区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等着工届出書（平成３年７月１７日第１９号） ２　消防用設備等設置届出書（平成３年９月５日第２８号）	62	●															東京消防庁予防部予防課
2	R5.4.26	R5.5.1	○（渋谷区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年２月５日第１０２号）の地下１階平面図	4	●															東京消防庁予防部予防課
3	R5.4.26	R5.5.1	○（中央区○丁目○番○号）○に係る消防用設備等設置届出書（平成１２年９月１２日第１２２８号）の２階平面図	2	●															東京消防庁予防部予防課
4	R5.4.26	R5.5.1	○（北区○丁目○番○号）○に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２４年２月１０日第１７０号）の２階平面図	1	●															東京消防庁予防部予防課
5	R5.4.27	R5.5.1	○（港区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 １　工事整備対象設備等着工届出書（平成１８年１１月１７日第７０２号） ２　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１８年１２月８日第１８２５号）	33	●															東京消防庁予防部予防課
6	R5.4.25	R5.5.2	○（東京都新宿区○丁目○番○号）に係る最新の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び防火対象物点検結果報告書					●											消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書及び防火対象物点検結果報告書は届出の事実がなく、実施機関では取得しておらず、存在しない。	東京消防庁予防部査察課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R5.4.25	R5.5.2	○（東京都千代田区○丁目○番○号）に係る過去に報告された消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、平成２８年１２月２６日に受理した１年保存の公文書であるため、平成３０年度に廃棄済であり、現在は存在しない。	東京消防庁予防部査察課
8	R5.4.25	R5.5.8	①日本橋消防署人形町出張所（４）空調設備改修工事の内訳書及び特記仕様書 ②葛西消防署ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事の共通費算定書及び特記仕様書 ③滝野川消防署田端出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事の共通費算定書及び特記仕様書 ④向島消防署立花出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事の共通費算定書及び特記仕様書 ⑤成城消防署ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事の内訳書及び特記仕様書 ⑥足立消防署綾瀬出張所ほか３か所（４）太陽光発電設備その他改修工事の内訳書及び特記仕様書 ⑦玉川消防署奥沢出張所（４）太陽光発電設備その他改修工事の内訳書及び特記仕様書	372	●																東京消防庁総務部施設課
9	R5.4.27	R5.5.8	①城東消防署（４）空調設備改修工事の共通費算定書 ②大井消防署（４）空調設備改修工事の共通費算定書 ③成城消防署千歳出張所（4）空調設備改修工事の共通費算定書 ④西新井消防署大師前出張所（４）空調設備改修工事の共通費算定書 ⑤金町消防署柴又出張所（４）空調設備改修工事の共通費算定書 ⑥品川消防署（４）空調設備改修工事の共通費算定書 ⑦天沼第一家族待機宿舎（4）給排水衛生設備その他改修工事の共通 費算定書 ⑧蓮沼家族待機宿舎（４）給排水衛生設備改修工事の共通費算定書 ⑨品川消防署（４）給排水衛生設備改修工事の共通費算定書	35	●																東京消防庁総務部施設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R5.4.21	R5.5.8	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和５４年１月１７日第４０号）の３階から１１階の平面図を除いた一式	23		●					●		●						（７条２号）共同住宅の住戸部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 （７条４号）この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。 （７条４号）共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
11	R5.3.16	R5.5.9	火災調査書類（令和５年１月１７日４狛予第４５７号）のうち、 １　火災調査書（別記様式第１５号及び別記様式第１５号の２） ２　出火原因判定書（別記様式第１６号及び別記様式第２６号）	7		●					●				●				（７条２号）特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （７条６号）関係者の供述内容等の任意に得られた情報は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
12	R5.4.21	R5.5.9	○（東京都中央区○丁目○番○号○）に係る次の公文書 １　消防計画作成（変更）届出書（平成２４年５月２４日２４臨予（防）第１３９号） ２　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２５年４月２日２５臨予（防）第８号） ３　消防計画作成（変更）届出書（平成２５年４月９日２５臨予（災）第８号） ４　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２８年１１月３０日２８臨月（防）第１３６号、平成２８年１１月３０日２８臨月（災）第３４号）	15	●															東京消防庁予防部防火管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
13	R5.4.21	R5.5.9	○（東京都中央区○丁目○番○号○）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２４年５月１８日２４臨予（災）第４７号）	30		●						●							（７条３号）法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため	東京消防庁予防部防火管理課
14	R5.4.21	R5.5.9	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る次の公文書 １　消防計画作成（変更）届出書（令和２年１１月１７日２芝予（防）第２８８４号） ２　共同防火管理協議事項作成（変更）届出書（平成２４年３月１日２３芝予（防）第４２９２号） ３　共同防火管理協議事項作成（変更）届出書（平成２５年５月２３日２５芝予（防）第１０４６号） ４　共同防火管理協議事項作成（変更）届出書（平成２６年３月２６日２５芝予（防）第５６６７号） ５　全体についての消防計画作成（変更）届出書（平成２７年５月１８日２７芝予（防）第３９号	5	●															東京消防庁予防部防火管理課
15	R5.4.21	R5.5.9	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る次の公文書 １　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２４年３月１日２３芝予（防）第４２９１号） ２　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２５年５月２３日２５芝予（防）第１０４５号） ３　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２６年３月２６日２５芝予（防）第５６６６号） ４　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２６年９月３０日２６芝予（防）第２７３１号、平成２６年９月３０日２６芝予（災）第１０７０号） ５　消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２７年５月１８日２７芝予（防）第６９１号） ６　全体についての消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２６年３月２６日２５芝予（防）第４９６５号） ７　全体についての消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（令和２年１１月１９日２芝予（防）第１５７号）	24		●													（７条３号）法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため （７条４号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため （７条４号）公にすることにより、内部への侵入や園児等に対する犯罪の実行を容易するなど、公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
16	R5.4.26	R5.5.9	○（新宿区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１９年２月２日１９新予（設）第２４３４号）の系統図及び地下１階平面図	8		●							●						（７条４号）共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
17	R5.4.27	R5.5.9	○（江東区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用届出書その３（電気設備）（昭和５３年８月３１日第１８２号）の平面図	16		●					●		●						（７条２号）共同住宅の住戸部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第７条第２号に該当。 （７条４号）建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。 （７条４号）共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
18	R5.4.26	R5.5.9	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（令和元年１０月４日及び令和元年１１月６日実施）	15	●															東京消防庁予防部査察課
19	R5.4.27	R5.5.11	○（板橋区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更） 届出書その１（平成４年1月１７日第１００８号）の鑑、配置図、平面図及び立面図	11		●					●		●						（７条２号）住宅部分の面積、収容人員は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）住宅及び住宅の共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
20	R5.5.1	R5.5.11	○（小平市○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用（変更）届出書その１（平成４年１２月７日第４０８６号）の鑑 ２　消防用設備等設置届出書（平成４年１２月７日第４２４４号）の鑑 ３　消防用設備等設置届出書（平成７年２月２３日第７２号）の鑑 ４　消防用設備等設置届出書（平成５年１１月２日第４２９号）の鑑 ５　消防用設備等設置届出書（平成４年１２月７日第４２４７号）の鑑 ６　消防用設備等設置届出書（平成４年１２月７日第４２４６号）の鑑 ７　消防用設備等設置届出書（平成４年１２月７日第４２４８号）の鑑	7		●					●	●	●						（７条２号）消防設備士の住所、氏名、交付番号藤は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条３号）欄外電話番号は、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第７条第３号に該当する。 （７条４号）届出者印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
21	R5.5.2	R5.5.11	○（江東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和５１年２月７日第３２号）の配置図、設備系統図及び平面図	6	●															東京消防庁予防部予防課
22	R5.4.28	R5.5.11	○（東京都八王子市○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（平成２８年６月２０日交付）及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和３年１２月２０日３八予（報）第２８３１号）	11	●	●							●						（７条4号）この情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつきに該当する。	東京消防庁予防部査察課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
23	R5.5.9	R5.5.11	○（東京都新宿区○丁目○番○号）に存する○及び○に係る立入検査結果通知書（令和４年１１月２日交付）	4	●															東京消防庁予防部査察課
24	R5.3.17	R5.5.12	火災調査書類（令和４年３月３１日３八由第２１７号）のうち、以下の書類 １　火災調査書（別記様式第１５号及び別記様式第１５号の２） ２　現場見分調書（第１回）（別記様式第１８号及び別記様式第２６号） ３　現場見分調書（第２回）（別記様式第１８号及び別記様式第２６号） ４　現場見分調書（第３回）（別記様式第１８号及び別記様式第２６号）	201		●					●		●		●				（７条２号）特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （７条３号）機器の構造が明らかとなり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （７条４号）財産等の状況が明らかとなり、犯罪の実行を容易にするなど、安全を脅かすおそれがあると認められるため。 （７条６号）関係者の供述内容等の任意に得られた情報は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
25	R5.4.13	R5.5.12	総合予防情報システムに記録された建物データのうち、令和２年８月１日から令和５年３月３１日の間に新規に記録された、東京２３区及び八王子市における消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）別表第１（１）項から（２０）項の防火対象物の『建物名』、『市区町村・町名』、『丁目』、『番地』、『号』、『政令別表』、『建築同意年月日』、『使用検査年月日』、『構造』、『階層地上階数』、『階層地下階数』、『建築面積』、『延面積』、『建物高さ』、『特定一階段該否』及び『登録年月日』の東京消防庁予防部予防課で作成した一覧	853	●															東京消防庁予防部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
26	R5.5.8	R5.5.12	○（調布市○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１２年８月４日第１３７号）のかがみ及び立面図	5	●															東京消防庁予防部予防課
27	R5.3.14	R5.5.12	○（千代田区○丁目○番○号）に係る危険物貯蔵所完成検査前検査申請書（平成１１年１２月１４日）に添付された二酸化炭素消火設備の系統図						●				●						当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで不開示情報を開示することとなるため	東京消防庁予防部危険物課
28	R5.3.22	R5.5.12	○（新宿区○丁目○番）に係る、最新の危険物貯蔵取扱所完成検査申請書（個人情報及び印影を除く）						●				●						当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで不開示情報を開示することとなるため	東京消防庁予防部危険物課
29	R5.5.9	R5.5.15	令和５年４月度の水利単価決定表	9	●															東京消防庁防災部水利課
30	R5.5.10	R5.5.15	○（台東区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年２月１８日第９２４号） ２　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年２月２５日第９５１号） ３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年２月２５日第９５２号） ４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和４年２月２５日第９５３号）	35	●															東京消防庁予防部予防課
31	R5.5.11	R5.5.15	○（練馬区○丁目○番○号）に係る １　検査結果書（平成１９年２月９日（使）第１９２号） ２　検査結果書（平成１９年２月１６日（設）第２６５号）	2	●															東京消防庁予防部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
32	R5.5.8	R5.5.16	○（大田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和４８年７月１４日収第１０６号）のかがみ、配置図、平面図及び立面図	9		●					●		●						（７条２号）住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）住宅及び住宅の共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
33	R5.5.11	R5.5.16	１　○（大田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１５年４月２８日第２１９号）の平面図 ２　○（大田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１７年４月２５日第１号）の平面図 ３　○（大田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１２年２月１８日第２３号）の平面図 ４　○（大田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１１年７月２１日第１２０号）の平面図	16	●															東京消防庁予防部予防課
34	R5.5.11	R5.5.18	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２６年２月１０日２５芝予（防）第４５０２号）	3	●															東京消防庁予防部防火管理課
35	R5.5.11	R5.5.18	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２１年５月１８日２１芝芝（防）第４８号	74		●													（７条２号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼすおそれがあるため （７条４号）住戸部分を公にすることで、住居内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため （７条４号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
36	R5.5.8	R5.5.18	○（大田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（平成１８年５月２９日第２５号）	4		●							●						（７条４号）平面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入による犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
37	R5.5.9	R5.5.18	○（台東区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用（変更）届出書その２（昭和５４年６月２０日第１２号） ２　防火対象物使用（変更）届出書その２（昭和５４年６月２１日第１３号） ３　防火対象物使用（変更）届出書その２（昭和５４年６月２１日第１４号） ４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成１７年１１月３０日１７上予（設）第５５５号）	40		●					●		●						（７条２号）住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）住宅及び住宅断面図は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
38	R5.5.10	R5.5.18	○（板橋区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和６１年１０月１７日第２１５号）の配置図、平面図及び断面図	18		●					●		●						（７条２号）住宅部分及び断面図の一部は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）住宅・共同住宅の共用部及び住宅断面図は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
39	R5.5.11	R5.5.18	○（渋谷区○丁目○番○号）に係る消防用設備等着工届出書（平成８年６月２５日第４９８号）	55	●															東京消防庁予防部予防課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
40	R5.5.9	R5.5.19	東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成２１年３月２６日２０警警第８８６号警防部長依命通達）別記様式第３５号及び第３６号消防活動総括表及び災害概要	6		●													（７条２号）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）条例第７条第２号に該当する。	東京消防庁警防部警防課
41	R5.5.15	R5.5.19	○（千代田区○丁目○番○号）に係る電気設備設置（変更）届出書（昭和５４年８月８日第１８５号）一式	8	●															東京消防庁予防部予防課
42	R5.5.16	R5.5.19	○（世田谷区○丁目○番○号）に係る検査結果書（令和５年４月１０日５世北（使）第５号）	1	●															東京消防庁予防部予防課
43	R5.5.18	R5.5.19	○（杉並区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（平成３０年２月１日杉予第１７０号）	27	●															東京消防庁予防部予防課
44	R5.5.9	R5.5.22	○（東京都目黒区○丁目○番○号）に係る全体についての消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２６年６月１３日２６目予（防）第３５号）	4	●															東京消防庁予防部防火管理課
45	R5.5.9	R5.5.22	○（東京都目黒区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成２１年６月９日２１目予（防）第２０２号）	21		●													（７条２号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼすおそれがあるため （７条３号）法人情報のうち電話番号の情報は公にされておらず、公にすることにより当該団体等の事業運営上の地位を損なわれると認められるため （７条４号）住戸部分を公にすることで、住居内部への侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため （７条４号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
46	R5.5.22	R5.5.24	①東京消防庁八王子消防署北野出張所旧庁舎（４）解体工事の内訳書一式 ②東京消防庁秋川消防署秋留台出張所旧庁舎（４）解体工事の内訳書一式	91	●															東京消防庁総務部施設課
47	R5.5.17	R5.5.24	○（豊島区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成１１年８月９日第１６３号）の平面図	6		●					●		●						（７条２号）住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）住宅及び住宅の共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
48	R5.4.3	R5.5.25	火災調査書類（令和５年３月２９日４深豊第６２号）のうち、 １　火災調査書（別記様式第１５号及び別記様式第１５号の２） ２　出火原因判定書（別記様式第１６号及び別記様式第２６号） ３　現場（鑑識）見分調書（別記様式第１８号及び別記様式第２６号） ４　現場質問調書（別記様式第１９号及び別記様式第２６号）	73		●					●				●				（７条２号）特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （７条６号）関係者の供述内容等の任意に得られた情報は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
49	R5.4.6	R5.5.26	１　○（台東区○丁目○番○号）に係る (1) 消防用設備等着工届出書（平成７年５月２日上予第８８号）一式 (2) 消防用設備等設置届出書（平成９年４月２３日上予第１８０号）一式 (3) 消防用設備等着工届出書（平成７年１１月２４日上予第２１７号）一式 (4) 消防用設備等設置届出書（平成９年４月２５日上予第１９２号）一式 ２　○（台東区○丁目○番○号）に係る (1) 消防用設備等設置届出書（平成１１年２月１８日上予第６７号）一式 (2) 消防用設備等着工届出書（平成８年３月２６日上予第８２号）一式 (3) 消防用設備等設置届出書（平成１１年２月１８日上予第６８号）一式 (4) 消防用設備等着工届出書（平成８年３月１８日上予第７６号）一式 ３　○（台東区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等設置届出書（昭和５６年９月８日）一式	489		●							●						（７条４号）概要表及び平面図・設備系統図等は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
50	R5.5.16	R5.5.26	○（東京都江東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和４年７月２６日４深予（報）第６４９号）及び消防用設備等点検報告改修計画書（令和４年１０月１４日４深予（修）第１２４号）	24	●															東京消防庁予防部査察課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
51	R5.5.24	R5.5.29	令和５年１月１６日１０時４４分に覚知した東京都港区〇丁目〇番〇号の火災に係る東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成２１年３月２６日２０警警第８８６号警防部長依命通達）別記様式第３５号消防活動総括表及び第３９号小隊活動表	2		●													（７条２号）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）条例第７条第２号に該当する。	東京消防庁警防部警防課
52	R5.5.26	R5.5.30	東京消防庁西新井消防署本木出張所改築工事基本設計の内訳書一式	4	●															東京消防庁総務部施設課
53	R5.5.18	R5.5.30	〇（東京都中央区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和３年５月２６日３京予（報）第３０４号）及び防火対象物点検結果報告書（令和３年５月２６日３京予（対）第４５９号）	15	●															東京消防庁予防部査察課
54	R5.5.23	R5.5.30	〇（東京都大田区〇丁目〇番〇号）に係る消防設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年３月３０日４調予（報）第１４３８号）	13	●															東京消防庁予防部査察課
55	R5.5.30	R5.5.31	①東京消防庁八王子消防署北野出張所旧庁舎（４）解体工事の内訳書一式 ②東京消防庁秋川消防署秋留台出張所旧庁舎（４）解体工事の内訳書一式 ③東京消防庁杉並消防署高円寺出張所旧庁舎（４）解体工事の内訳書一式	127	●															東京消防庁総務部施設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
56	R5.5.17	R5.5.31	○（江東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２４年５月２８日第６号）	14		●					●		●						（７条２号）住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）住宅及び住宅の共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
57	R5.5.22	R5.5.31	○（北区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用開始届出書（令和３年４月７日３王予（使）第４号）のかがみ及び検査結果書 ２　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和３年４月１２日３王予（設）第９号）のかがみ及び検査結果書 ３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和３年４月１９日３王予（設）第２７号）のかがみ及び検査結果書	6	●															東京消防庁予防部予防課
58	R5.5.22	R5.5.31	○（江戸川区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（令和４年３月３日４岩南第６７号）	1	●															東京消防庁予防部予防課
59	R5.5.23	R5.5.31	○（東京都北区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和４年１２月２３日４滝予（報）第６４８号）	34	●															東京消防庁予防部査察課